

## 令和8（2026）年度高付加価値旅行者誘客事業 企画提案仕様書

### 1 委託事業名

令和8（2026）年度高付加価値旅行者誘客事業

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月19日（金）まで

### 3 事業目的

将来にわたって持続可能な観光産業の実現に向けて、経済効果の高い外国人旅行者の需要を取り込み、本県の観光消費額の拡大を図ることが必要である。

本事業では、外国人に訴求する付加価値の高い観光コンテンツを整備・強化するとともに、高付加価値旅行市場での本県観光コンテンツの認知度向上及び販路開拓に取り組むことにより、欧州、米国及び豪州を中心にインバウンド高付加価値旅行者の誘客を促進することを目的とする。

### 4 事業概要

受託者は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 高付加価値旅行デザイナー等による伴走支援
- (2) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等の国内旅行会社向け情報発信
- (3) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等の海外旅行会社等向け情報発信
- (4) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等を巡る FAM ツアーの実施
- (5) OTA サイト掲載支援

### 5 事業内容

- (1) 高付加価値旅行デザイナー等による伴走支援

#### ア 高付加価値旅行デザイナー等の設置

- (ア) 高付加価値旅行市場に知見を持ち、県内観光事業者の抱える課題を解決し、観光コンテンツの高付加価値化に導くことのできる専門家を「高付加価値旅行デザイナー」として1名以上設置することとし、企画提案書に候補者を記載すること。
- (イ) 下記(1)ウで選定する高付加価値旅行デザイナー等による伴走支援を受ける県内観光事業者（以下「伴走支援対象事業者」という。）への伴走支援（下記(1)エのとおり）を行うにあたり、より専門的な知識が必要とされる場合、適した専門家を選定し、伴走支援対象事業者が適切なアドバイスを受けられるよう必要な調整を行うこと。

#### イ 県内観光事業者の抽出

県内観光資源のデスクリサーチを行い、欧米豪のインバウンド高付加価値旅行者に訴求する観光資源を有する県内観光事業者を20者以上抽出すること。なお、抽出にあたっては、県内のエリアバランスに配慮すること。

#### ウ 伴走支援対象事業者の選定

- (ア) 上記(1)イで抽出した県内観光事業者の中からインバウンド高付加価値旅行者誘客に向けたコンテンツ造成又は磨き上げに取り組む県内観光事業者を4者以上選定すること。

- (イ) 選定する県内観光事業者に対して、インバウンド高付加価値旅行者誘客に向けた支援を受ける意向があることを確認すること。

エ 伴走支援の実施

- (ア) 上記(1)ウで選定した伴走支援対象事業者に対し、高付加価値旅行デザイナー等により当該事業者の抱える課題を解決するための助言を行うとともに、コンテンツの造成又は磨き上げ、情報発信手法の確立等に必要な伴走支援を実施すること。
- (イ) 伴走支援対象事業者からの質問や相談等を随時受付・回答できる環境を整備することとし、企画提案書に当該環境内容を記載すること。
- (ロ) 伴走支援期間は、伴走支援対象事業者を選定した日から令和9（2027）年2月28日までとする。
- (ハ) 伴走支援期間中に2回以上、伴走支援対象事業者の施設・事務所等に出向き、現地視察を行うこと。
- (ニ) 伴走支援期間中に2回以上、伴走支援対象事業者の有するコンテンツを高付加価値化し、販売に繋げるために必要な考え方を身につけることを目的とする支援を行うこととし、企画提案書に実施支援内容を記載すること。
- (ホ) コンテンツの造成・磨き上げ終了後、欧米豪のインバウンド高付加価値旅行を取り扱う国内旅行会社において、ツアー造成、販売、商品管理等の業務を担う担当者を1社1名以上招請し、伴走支援により造成又は磨き上げを実施したコンテンツを体験するツアー（以下「体験ツアー」という。）を開催すること。なお、受託者が欧米豪のインバウンド高付加価値旅行を取り扱う国内旅行会社である場合には、受託者の社員を被招請者とすることも可能とする。
- (ヘ) 上記(1)エ(ホ)に係る被招請者の選定、体験ツアーの実施に必要な交通、宿泊、食事等の手配及び訪問施設との調整を行うこと。なお、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。
- (ヘ) 上記(1)エ(ホ)に係る被招請者は日本語での会話ができる者とする。
- (ケ) 行程上必要となる交通費、宿泊費、飲食費等の費用は委託料に含むものとする。
- (コ) 上記(1)エ(ホ)による体験ツアー実施後、被招請者から伴走支援対象事業者に対し、各コンテンツ内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、フィードバックを実施すること。行程の都合上、当日の実施ができない場合は、後日フィードバックをまとめたものを伴走支援対象事業者に共有すること。

オ アウトプットの創出

- (ア) 当該事業の成果として、造成又は磨き上げを行った観光コンテンツに係るタリフ及び事業実施報告書兼ナレッジ集を作成することとし、必要な調整を行うこと。
- (イ) 目標値は次のとおりとする。

アウトプット内容	目標値
観光コンテンツの造成又は磨き上げ	4本
観光コンテンツに係るタリフ作成	同上

カ スケジュール（予定）

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業者選定		●										
伴走支援		→										
現地視察			●			●						
体験ツアー										●		

※詳細なスケジュールは、受託者決定後に委託者と相談の上決定する。

(2) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等の国内旅行会社向け情報発信

ア セールス資料の作成

- (ア) 本県の高付加価値コンテンツに関する情報発信を目的として、これらを体系的に整理したセールス資料を作成すること。
- (イ) セールス資料は、令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度に本県で実施した高付加価値旅行者誘客事業により造成したコンテンツ（令和6年度分は別紙「令和6年度造成コンテンツ一覧」のとおり。令和7年度は現在造成中。）並びに県事業によらず既に造成・販売されている高付加価値コンテンツのほか、東京都から栃木県へのアクセス情報、モデルコース等を掲載するなど、国内旅行会社が活用しやすい構成とすること。
- (ウ) 制作物の言語は日本語及び英語とする。
- (エ) 英語への翻訳は英語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。
- (オ) サイズはA4とすること。ページ数は特に問わないがA4サイズで印刷出力して活用することも想定したページ数とすること。
- (カ) 掲載商品（県事業によらず既に造成・販売されているコンテンツ、宿泊施設等）、ページデザインの案を企画提案書に記載すること。
- (キ) 素材については受託者が調達することとし、掲載する施設等への許諾確認や原稿の校正等諸調整についても受託者が行うこと。なお、委託者が所有する写真については、可能な限り提供依頼に応じる。
- (ク) 制作物のデータ（aiデータ及びPDFデータ）を電子媒体に記録したものを納品すること。

イ セールス資料の配信

- (ア) 上記(2)アで作成したセールス資料を欧米豪市場の高付加価値旅行に関する手配・造成等を行う国内旅行会社に対して配信すること。
- (イ) 想定する配信先（主な配信先のみでも可）及び数を企画提案書に記載すること。
- (ウ) 配信後の問合せに適宜対応すること。情報や資料が不足する場合は、速やかに委託者に相談の上、対応すること。

(3) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等の海外旅行会社等向け情報発信

- ア 米国を中心とする世界的富裕層旅行コンソーシアム又は企業連合体に加盟する欧米豪の旅行会社・旅行エージェント等に対して、本県観光コンテンツ・サービスに関するニュースリリースを作成の上、メールマガジン等の方式により情報発信を2回以上行うこと。
- イ 企画提案書に配信回数や内容について記載すること。

(4) 付加価値の高い本県観光コンテンツ等を巡るFAMツアーの実施

ア 被招請者の選定・調整・連絡

- (ア) 欧米豪のインバウンド高付加価値旅行を取り扱う海外旅行会社（国内旅行会社も可とするが、可能な限り海外現地旅行会社を招請すること）を2社2名以上招請することとし、被招請者の選定及びFAMツアーの実施に必要な調整、連絡を行うこと。なお、被招請者の候補を選定理由と併せて企画提案書に記載すること。
- (イ) 原則として被招請者は日本語または英語を解する者とする事とし、日本語での会話が困難な被

招請者がいる場合には、被招請者に対応する言語の通訳を手配すること。

#### イ 招請コースの企画

- (ア) 全行程は2泊3日とし、原則として令和8（2026）年9月～12月の間に実施すること。詳細な時期は、受託者決定後に委託者と相談の上決定する。
- (イ) 招請コースは、インバウンド高付加価値旅行者に訴求する、令和6年度及び令和7年度に本県で実施した高付加価値旅行者誘客事業により造成した本県観光コンテンツや県事業によらず既に造成・販売されている高付加価値コンテンツを中心に組み立てること。
- (ウ) 基本行程は次のとおりとし、委託者と協議の上決定する。

日程	地域	内容
1日目	東京都 栃木県	AM 入国・東京 PM 栃木着 視察
2日目	栃木県	終日 視察
3日目	栃木県 東京都	AM 視察 PM 栃木発 東京着

#### ウ 被招請者に対する交通等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の居住地から本県までの交通の手配（航空券含む）を行うこと。
- (イ) 県内の移動については、専用車を手配すること。
- (ウ) 行程上必要となる有料道路通行料や駐車料等の費用は委託料に含むものとする。
- (エ) FAM ツアー中、被招請者に当該事業にかかる傷害保険を手配すること。

#### エ 宿泊、食事、訪問施設等の手配、調整

- (ア) 被招請者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設体験等の手配を行うこと。
- (イ) 宿泊施設は、1室1名とし、原則としてインターネット環境が整備された施設とすること。

#### オ 添乗員の手配

- (ア) 全行程における被招請者の引率のために、添乗員を1名手配し、その実施につき滞りのない運営ができる体制を構築すること。なお、添乗員は全行程を通じて同一人物とする。
- (イ) 添乗員は行程中、視察する施設等との必要な調整を行うこと。
- (ウ) 添乗員の交通費、宿泊費、施設体験料及び飲食費は委託料に含むものとする。

#### カ FAM ツアー実施後のフォローアップ

- (ア) 被招請者に対し、ツアー内容に関する満足度や意見、今後の商品造成の見込み等、観光コンテンツの高付加価値化に係る今後の検討材料となるアンケートを実施すること。
- (イ) アンケートの内容については、事前に委託者の確認を受け、FAM ツアー実施後速やかに実施・集計・分析し、結果を報告すること。
- (ウ) 招請する被招請者に対し、商品造成状況の確認・支援等のフォローアップを行い、その状況を委託者に報告すること。

## (5) OTA サイト掲載支援

### ア OTA 掲載支援デザイナーの設置

OTA サイトでの旅行商品販売に関する深い知見を持ち、令和6年度及び令和7年度に本県で実施した高付加価値旅行者誘客事業により造成したコンテンツを理解した上で、OTA サイトでの販売に向けた支援ができる専門家を「OTA 掲載支援デザイナー」として1名以上設置することとし、企画提案書に候補者を記載すること。

### イ OTA 掲載支援対象事業者の選定

- (ア) OTA サイト掲載支援に取り組む県内観光事業者（以下「OTA 掲載支援対象事業者」という。）を、令和6年度及び令和7年度の高付加価値旅行者誘客事業における伴走支援対象事業者（以下「過年度伴走支援対象事業者」という。）の中から5者以上選定すること。
- (イ) 過年度伴走支援事業者が作成したコンテンツタリフを基に、OTA サイト掲載用にアレンジ可能か調査した上で事業者を抽出すること。
- (ウ) 選定する県内観光事業者に対して、OTA 掲載支援を受ける意向があることを確認すること。

### ウ OTA サイト掲載支援の実施

- (ア) 上記(5)イで選定した OTA 掲載支援対象事業者に対し、OTA 掲載支援デザイナーにより当該事業者の抱える OTA サイト掲載にあたっての課題を解決するための助言を行うとともに、造成したコンテンツのブラッシュアップやインバウンド受入体制の確立等に必要な支援を実施すること。
- (イ) 使用する OTA サイトについて企画提案書に記載すること。
- (ウ) 掲載にかかる手数料、掲載料等の費用は委託料に含むものとする。
- (エ) OTA 掲載支援対象事業者からの質問や相談等を随時受付・回答できる環境を整備することとし、企画提案書に当該環境内容を記載すること。
- (オ) 支援期間は、OTA 掲載支援対象事業者を選定した日から令和8（2026）年12月28日までとする。
- (カ) 支援期間中に OTA サイトに掲載するための素材撮影を行うこと。撮影する素材は販売促進に繋がる構図、被写体の選定、撮影手法とすること。なお、撮影者は広告・観光素材の撮影実績を有する者を起用すること。
- (キ) 支援期間中に2回以上、OTA 掲載支援対象事業者の施設・事務所等に出向き、現地視察を行うとともに、OTA サイトへのコンテンツ掲載完了まで必要な支援を行うこと。
- (ク) 支援期間中に国内在住の欧米豪国籍の外国人3名によるモニター視察を実施すること。
- (ケ) 上記(5)ウ(ク)に係るモニターの選定、視察実施に必要な交通、宿泊、食事等の手配及び訪問施設との調整を行うこと。なお、行程上必要となる交通費、宿泊費、飲食費等の費用は委託料に含むものとする。
- (コ) 上記(5)ウ(ク)に参加するモニター視察参加者に対してアンケートの実施と集計を行うこと。

## 6 提案内容

以下の内容を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とする。）

### (1) 企画提案者の概要等

### (2) 企画提案内容

ア 本県へのインバウンド高付加価値旅行者誘客にあたっての課題認識

イ 「5 事業内容」に記載の業務に関する実施内容案

ウ 「5 事業内容」に記載の業務以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容

- (3) 業務スケジュール
- (4) 業務実施体制
- (5) 国又は地方公共団体等における同様の事業の受注実績
- (6) 見積額（合計額だけでなく、事業内容毎に積算内訳を記載すること。）

## 7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、委託者と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 委託者との打合わせ実施後はA4 1枚程度の打合わせ記録簿を作成し、委託者に共有すること。
- (3) 業務で必要となる過年度成果物（コンテンツタリフ等）は、委託者から提供するものとする。
- (4) 各業務上で必要となるデータ収集に係る調整や許諾等は、全て受託者の責任において行うこと。
- (5) 本仕様書により制作された成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て委託者及び栃木県に移転すること。
- (6) 成果物については、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (7) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (8) 第三者が有する知的財産権等の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。
- (10) 本事業に係る一切の経費は、全て当初委託金額に含むこと。
- (11) 本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこととする。
- (12) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

## 8 成果物

- (1) 提出物
  - ア 実施報告書 紙媒体2部及びUSBメモリ1個
  - イ 成果一覧 紙媒体2部及びUSBメモリ1個
- (2) 提出場所  
栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県産業労働観光部観光交流課内）
- (3) 提出期限  
令和9（2027）年3月19日（金）

## 9 業務遂行責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを業務遂行責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは委託者と受託者が協議の上で定めることとする。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。